

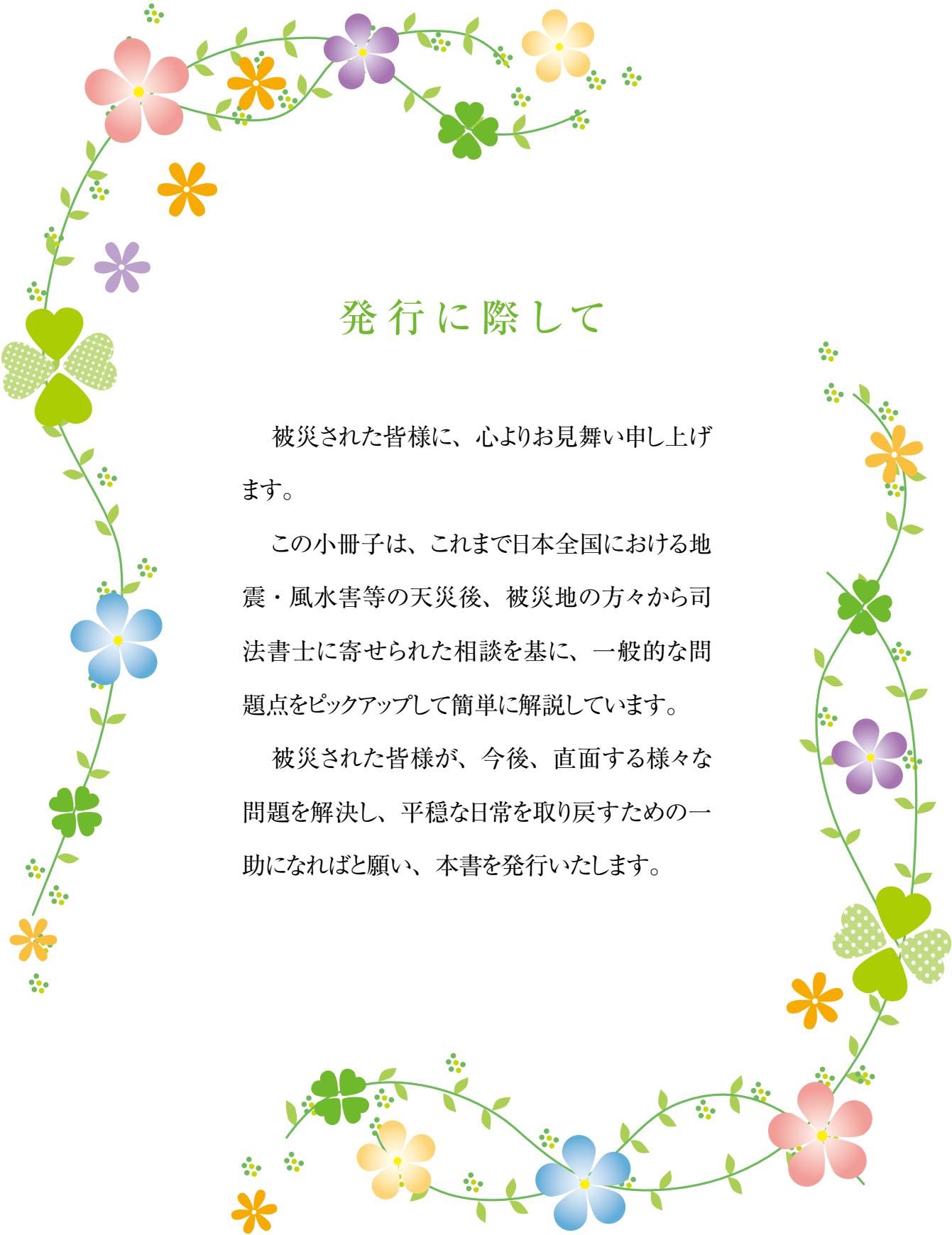
地震、台風、災害の
その後に...

自然災害で
困った!

天災等罹災後のトラブル解決ガイド



日本司法書士会連合会



発行に際して

被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

この小冊子は、これまで日本全国における地震・風水害等の天災後、被災地の方々から司法書士に寄せられた相談を基に、一般的な問題点をピックアップして簡単に解説しています。

被災された皆様が、今後、直面する様々な問題を解決し、平穏な日常を取り戻すための一助になればと願い、本書を発行いたします。

目 次

● 問題を早期に解決するために	1
● 被災者への支援制度	2
● 被災地での困りごと	3
■ 住宅ローン・借金返済に関する困りごと	3
■ 重要書類・カード等に関する困りごと	4
■ 相続に関する困りごと	5
■ 生活費に関する困りごと	7
■ 借家・テナントに関する困りごと	8
■ 土地賃貸借に関する困りごと	9
■ 家や塀、お墓等工作物の倒壊に関する困りごと	10
■ 雇用に関する困りごと	11
■ 売買契約に関する困りごと	12
■ 預かり品に関する困りごと	12
■ 会社の登記に関する困りごと	13
■ 請負契約に関する困りごと	14
■ 詐欺行為や悪徳商法に関する困りごと	15
■ 認知症高齢者、障害者に関する困りごと	16
● 気分が落ち込む日が続いたら…	17
● 法テラスについて	18
● 司法書士は何ができるの？	19
● 司法書士による被災者支援	20

問題を早期に解決するために

現実が発生するトラブルは、複雑に法律問題が絡み合っています。できるだけ早く、専門家等に相談することをお勧めします。

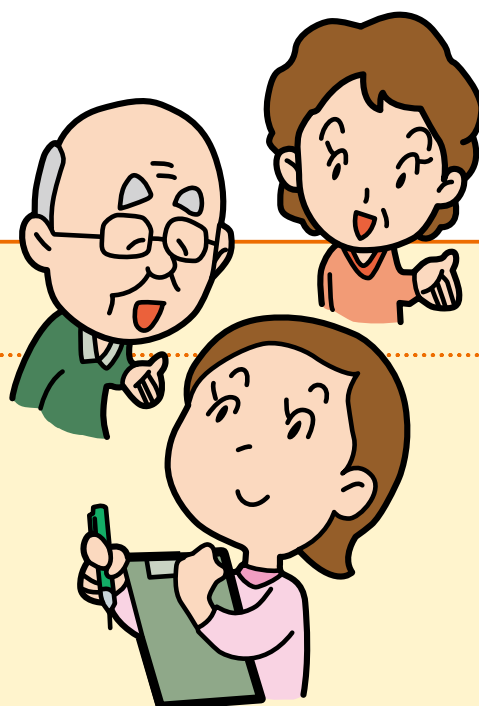
また、トラブルの解決に当たっては、相手方や関係者も被災者である場合が多く、思いやりと誠意を持って話し合うことが大切です。当事者同士の話し合いができない場合は、専門家である第三者が和解を仲介する裁判外紛争手続(ADR)もあります。

しかし、話し合いだけでは解決できないこともあります。そのような場合には、裁判所での調停手続や裁判手続を利用することも一つの方法です。これまでの経緯やトラブルの原因になっている事柄を資料として作成・保管しておきましょう。



ワンポイントアドバイス

- ①災害時の状況を写真などに記録し保管しておく。
- ②話し合いに際しては、第三者に立ち会ってもらい、経緯を記録しておく。



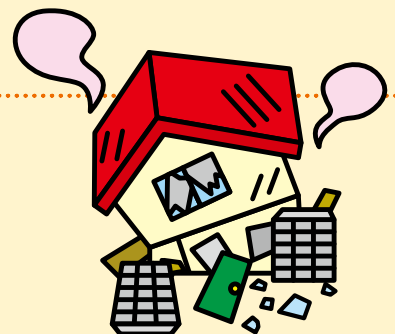
被災者への支援制度

活用できる可能性がある支援制度は、「経済・生活面の支援」「住まいの確保・再建のための支援」「中小企業・自営業への支援」などが用意されています。適用の可否及び詳細は、お住まいの市区町村窓口をはじめ担当機関の窓口で確認しましょう。



ワンポイントアドバイス

建物の全半壊・一部損壊により、各種の支援制度を利用したり、保険請求をする場合には、罹災証明書が必要になります。早めに住所地の市区町村の窓口で交付を受けるようにしましょう。



住宅ローン・借金返済に関する困りごと

災害により収入が減ってしまったり、復旧のための資金が必要になったり、住宅ローンなどの返済をこれまでどおり続けることが困難になった場合には、金融機関に返済方法の見直し(返済期間の延長や減額、返済の一時据置)について相談してみましょう。

平成28年4月1日から「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の適用が始まっています。利用のポイントは次のとおりです。

- ① 住宅や自動車、事業性ローンを抱え、災害で返済できなくなった個人の債務者が対象。
- ② 債権者と債務者の合意に基づき、債務の全部又は一部を減免すること等を内容とする債務整理を公正かつ迅速に行う。
- ③ 弁護士などが務める「登録支援専門家」の手續支援を無料で受けられる。
- ④ 破産手續などの法的整理と異なり、信用情報に問題がある「ブラックリスト」として記録されない。

どうしても借金返済の見通しが立たない場合には、法的な債務整理を検討した方がよいでしょう。個人再生手續や自己破産手續、任意整理など、債務整理の手續きは司法書士や弁護士などの法律の専門家に相談の上、方針を決めることを強くお勧めします。



重要書類・カード等に関する困りごと

① 権利書(登記済証)・登記識別情報の紛失、汚損等

汚れたり、紛失しても再発行はされません。

紛失しても登記手続きを行う際には、代替措置がありますので心配はいりません。登記識別情報を紛失した場合は、管轄法務局で失効手続きをすることができます。

② 実印・銀行印の紛失

紛失した印鑑が第三者によって悪用されないとも限りません。実印を紛失した場合は役場で、銀行印を紛失した場合は金融機関で、それぞれ早急に改印手続きをした方がよいでしょう。

③ 株券の紛失、汚損

株券を紛失したからといって、直ちに株主の地位を失うものではありませんが、株券を紛失したときは、会社に対し「株券喪失登録」の手続きを行いましょう。株券喪失登録の翌日からそのまま1年が経過したときは、株券は無効になり新株券が再発行されます。

④ 預貯金通帳・手形帳・小切手帳の紛失、汚損

早急に、金融機関に連絡し、再発行してもらうとよいでしょう。

⑤ 受取手形・小切手の紛失、盗難

早急に、裁判所で公示催告、除権判決の手続きをする必要があります。

⑥ その他、契約書等の紛失

契約の相手方が原本を持っている場合は、コピーをもらいましょう。相手方も紛失している場合は、再度契約書を作成するなど契約内容を明らかにしておいた方が、後日のトラブルを防ぐことができます。

⑦ キャッシュカード・クレジットカードの紛失

カードを不正使用されるおそれがありますので、できるだけ早く金融機関やカード発行会社または管理会社等に連絡して使用停止の手続きをされるとともに最寄りの警察・交番へもお届けください。

被災地での困りごと

相続に関する困りごと

災害でご家族が亡くなってしまったときは、相続が開始します。

① 相続人は誰ですか。

戸籍等で確認する必要があります。相続人と法定相続分については、法律で次のとおり定められています。

(ア) 相続人

死亡した人の配偶者(妻又は夫)は常に相続人になります。

配偶者以外の人、次の順序で配偶者と一緒に相続人になります。

【第一順位】死亡した人の子供。その子供が既に死亡しているときは、その子供(孫)。

【第二順位】死亡した人の直系尊属(父母や祖父母)。

第一順位の人がないとき相続人となります。

【第三順位】死亡した人の兄弟姉妹。その兄弟姉妹が既に死亡しているときは、その子供(甥・姪)。

第一順位の人でも第二順位の人もないときに相続人となります。

(イ) 相続分

【第一順位】・・・(子供) 1/2(配偶者1/2)

【第二順位】・・・(父母) 1/3(配偶者2/3)

【第三順位】・・・(兄弟姉妹) 1/4(配偶者3/4)

② 遺産は何ですか。

不動産の具体的な所在地番や預貯金の具体的な口座番号などは、市区町村の固定資産税課や金融機関で確認するとよいでしょう。借金についても遺産になりますのでご注意ください。

③ 遺言書はありませんか。

遺言書がある場合には、その遺言書に基づいて相続されます。ただし、遺留分が問題となります。

遺留分とは、兄弟姉妹以外の相続人に一定の割合で残されるべき財産の割合を言います。言い換えれば、一定の割合で遺言等(贈与、遺贈)を否定して法定相続分の一部を取り戻すことができる権利を言います。その遺留分が侵害された場合に、その遺留分を取り戻すかどうかは選択的に主張することができます。

遺留分を請求できる期間は、自分の遺留分を侵害され、遺留分を請求できることを知ったときから1年間です。また、上記の事実を知らなかったとしても、相続開始から10年が経過すると同じように権利を行使することができなくなりますので、ご注意ください。

遺留分は次のとおりです。

(ア) 直系尊属(父母や祖父母)
のみが相続人である場合
財産の1/3が遺留分

(イ) それ以外の場合
財産の1/2が遺留分
① 直系卑属(子供(孫))のみの場合
② 直系卑属(子供(孫))と配偶者の場合
③ 直系尊属(父母や祖父母)と配偶者の場合
④ 配偶者のみの場合

④ 遺産分割協議

遺言書がなければ相続人の全員で遺産の分割協議をすることになります。

例えば、相続人が長男、次男の二人、遺産(1,200万円)として不動産(700万円)と預貯金(500万円)がある場合、どのような分割方法があるのか考えてみましょう。

- | | | |
|----------------------------------|-------------------------------------|---|
| ① 現物分割の例
長男・・・不動産
次男・・・預貯金 | ② 換価分割の例
不動産の売却代金と
預貯金の解約金を分割 | ③ 代償分割の例
長男・・・不動産のみ
次男・・・預貯金+長男
から100万円(代償金) |
|----------------------------------|-------------------------------------|---|

相続人全員で合意ができれば、各相続人は、遺産分割協議書に実印を押印のうえ印鑑証明書を添付します。遺産分割の協議が整わない場合には、家庭裁判所で遺産分割調停をする方法もあります。

⑤ 相続放棄

借金があるかどうか不明の場合は、信用情報機関(全国銀行個人信用情報センター、(株)シー・アイ・シー等)等に情報提供を請求し、借金の有無を確認しましょう。遺産以上に借金がある場合には相続放棄という方法もあります。相続放棄ができる期間は、死亡の事実を知った時に加えて、自分のために相続の開始があったことを知った時から3ヶ月以内に家庭裁判所に申述する必要があります。相続放棄をすると最初から相続人でないことになります。

⑥ 相続による登記

不動産(土地と建物)を相続すると登記の問題が発生します。相続による登記をそのまま放っておくと、世代が変わり多数の相続人の実印が必要となる場合が少なくありません。速やかに登記手続きをされることをお勧めします。

登記に必要な書類は、主に次のとおりです。

- ① 死亡した人が生まれたときからの戸籍等
- ② 不動産の評価が分かるもの(評価証明書、固定資産税納付通知書等)
- ③ 遺言や遺産分割協議書等

具体的な手続きについては、最寄りの司法書士にご相談ください。

被災地での困りごと

生活費に関する困りごと

収入が少なく、緊急かつ一時的に生活していくことが困難となったというときは、生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金貸付などが利用できる場合があります。大規模災害時には低所得者に限らず被災者に対する特例貸付が実施されることもありますので、検討されてはいかがでしょうか。生活福祉資金貸付制度はこのほかにも生活再建のためのいくつかの貸付制度が準備されています。貸付にはそれぞれ条件がありますので、詳しくはお住まいの市区町村の社会福祉協議会にご相談ください。

更に収入も少ないうえに、災害で体調を崩し、仕事をすることもできず、家賃や電気代の支払いも困難になってきたという方は、生活保護制度の利用を検討してみてもはどうでしょう。

憲法第25条により国民には健康で文化的な最低限度の生活を送る権利が認められています。地域によって金額は異なりますが、生活扶助、医療扶助等制度がありますので、市区町村の福祉課に相談してみましよう。

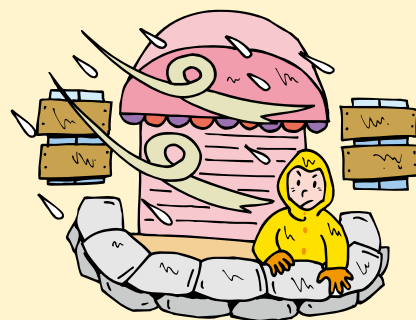


借家・テナントに関する困りごと

- ① 借家・テナントの建物が災害により使用できなくなった場合には、建物の賃貸借契約は終了するのが原則です。契約が終了すれば家賃の支払義務がなくなり、敷金・保証金等を預託している場合には精算し返金してもらうことになります。しかし、建物の使用が可能かどうか(契約が継続するかどうか)については、明確でない場合もありますので、注意が必要です。
- ② 建物が一部損壊した場合、原則として貸主に修繕義務が発生します。賃借人は、修繕してもらえない間は、建物を利用できない割合によって、家賃の一部の支払いをしなくてもよい場合があります。ただし、建物の修繕が可能であっても、古い建物の損壊など、修繕費が高額になる場合には、貸主に修繕義務がない場合もあります。
- ③ 貸主は多額の費用を費やして修繕した後、家賃の値上げを要求できることもあります。
- ④ 貸主が修繕してくれない場合、賃借人が修繕することも可能ですが、修繕に要した費用全額を貸主に請求できるとは限りません。
- ⑤ テナントにおける内装や什器備品・厨房設備などの修繕費用は、契約の内容によって、賃借人が負担しなければならないこともあります。

ワンポイントアドバイス

以上は一般的な解説です。個別の賃貸借契約の内容によっては、上記と異なる場合も多くあります。後日のトラブルを防ぐためにも、契約内容をよく確認し、どちらがどのような費用を負担するのか、また、今後の賃料や契約期間をどうするか等について、当事者同士でよく話し合うことが大切です。



土地賃貸借に関する困りごと

- ① 借地上の建物が損壊して使用できなくなった場合でも、借地の契約が終了することにはならないので、賃借人は地代を支払う義務があります。但し、賃借人からの解約申入れができる場合もあり、この場合は解約申入れから3ヶ月を経過することで借地の契約は終了します。司法書士等専門家にご相談ください。
- ② 土地に亀裂が入ったり、崖が崩れたりした場合には、土地の所有者は復旧工事を行う義務があります。しかし、地代が著しく少額な場合などは、その責任がない場合もあります。
- ③ 借地上の建物を再築する場合、賃貸人の承諾や異議の有無によって、契約の存続期間に影響が出てくるので、注意が必要です。
- ④ 賃借人が損壊した建物を放置していて危険な場合には、緊急避難行為として土地の所有者が後片付けをすることも可能ですが、撤去費用を支払ってもらえないケースもあります。また、賃貸人が勝手に撤去したことについて損害賠償を請求されることも考えられるので、証拠となりそうな写真や相手方への通知文書などを保管しておきましょう。



ワンポイントアドバイス

不動産に関するトラブルは、その賠償額や費用が高額になることが多いので、行動を起こす前に専門家に相談しながら手続きを進めた方がよいでしょう。また、当事者同士で話し合い、合意した内容は必ず書面にして保管しておきましょう。

家や塀、お墓等工作物の倒壊に関する困りごと

- ① 家の瓦が落下したり、建物の塀などの工作物が倒れたり、第三者に損害を与えた場合、原則としてその物の所有者や、それを預かっていた人が損害を賠償する責任を負うことになります。

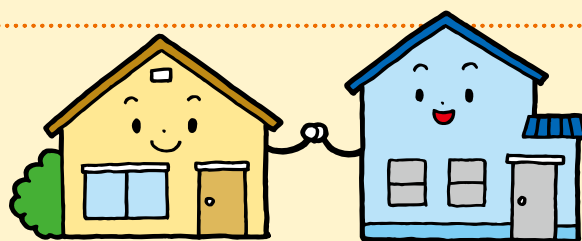
しかし、震度6、7級の甚大な災害では、建物や塀が倒れたり、お墓が倒れて、近隣の家やお墓を損壊させても、原則として損害を賠償する義務はありません。ただし、もともと基礎工事などの不備によって倒壊しやすい工作物であった場合には、責任を負う場合があります。

上記のように損害を賠償する義務がない場合であっても、倒れたりした自分の所有物は撤去する義務があります。

- ② 自分の土地に第三者の物が放置されている場合には、その第三者が撤去する義務を負います。例えば、傾斜地の土止めの石垣が崩れてしまったケースでは、石垣の所有者が、崩れた石垣や土砂の撤去をすることになります。
- ③ 災害の際に倒壊しなくても、その後、危険な状態を放置したために、何らかの形で第三者に損害を与えた場合、所有者は、責任を負わなければならない可能性があります。
- ④ 費用が捻出できないなどの理由で、直ぐには補修工事や撤去を行えない場合には、立て看板等で危険な状態であることを明示し、ロープを張るなどして、第三者が立ち入らないようにしておいた方がよいでしょう。

ワンポイントアドバイス

近隣とのトラブルは、お互いに譲り合って解決したいものです。今後も同じ地域で暮らしていくことを考え、お互いが納得するように話し合うことが大切です。



雇用に関する困りごと

- ① 災害により会社や個人事業者の経営状況が悪化した場合、経営者は整理解雇や従業員の減給処置をとることができますが、一方的にこれらの処置をとっても無効や不法行為となる可能性があるため、慎重に検討する必要があります。たとえば避難所に居るために通勤できないという理由だけで解雇することは一般的には認められません。
従業員の立場としては、一方的に解雇されたり、減給されたりした場合、これを争うことが可能です。被災し、不安を抱えている状態で解雇されたり、減給されるのは耐え難いものであることは当然です。経営者としては、経営状況や資産の負債状況、今後の見通し、とるべき方策などを従業員に説明し、理解と協力を求める必要があります。従業員としても、勤務先の現状を理解し、止むを得ないと判断される場合には、経営者と共に今後の見通し、事業再建について一緒に考え、話し合う姿勢も必要とされます。
- ② 一時休業をする場合、原則として経営者は、通常の60%以上の休業手当を支給する義務がありますが、災害により止むを得ず休業する場合には、支払わなくてもよい場合があります。尚、労働者が災害による休業や一時的な離職により賃金を受け取れない場合でも、災害が激甚災害指定された場合には雇用保険の特例により雇用保険の失業給付を受給できる場合がありますので、最寄りのハローワークにご相談ください。
- ③ どのような方策をとるにしても、話し合いの結果、合意に至った場合には、その内容を書面にして保管しておきましょう。
- ④ 災害によって会社の事業活動が停止し、再開の見込みもなく、それまで働いた給料を支払ってもらえないときは、会社の代表者と連絡を取り、支払いを求めましょう。代表者とも連絡がとれなかったり、あるいは連絡がとれても給料の支払の見込みがないときには、国の「未払賃金立替払制度」が利用できる場合があります。最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

被災地での困りごと

売買契約に関する困りごと

- ① 災害前に品物を特定して売買契約をしたが、代金を支払う前に災害によりその品物が壊れてしまった場合、原則として、買主は品物を受け取れなくても、代金を支払わなければなりません。
しかし、上記のような場合であっても、契約により違う内容の合意をしていた場合には、その合意内容に従うことになります。例えば、売買契約書の中に「危険負担」という項目で「所有権移転及び引渡し以前に買主の責任によらない天災、地変、失火等による滅失、毀損又は流失した等の場合の損害は売主の負担とする。」などと定められている場合があります。
- ② 売買契約書の内容について、わかりづらい事項や不安な事項があれば、お気軽に最寄りの司法書士等専門家にお尋ねください。

被災地での困りごと

預かり品に関する困りごと

- ① 他人の物を預かっていて、災害により保管を継続することができなくなった場合、その所有者に対して、保管物を返還するか、第三者に保管を依頼するかを確認し、指示に従うことになります。
- ② 預かっていた物が災害により損壊したケースで、無償で預かっていた場合には、自分の物と同じように管理していたのであれば、その責任を負わなくてもよいことになります。有償で預かっていた場合でも、例えば震度6、7級の地震により損壊した場合には、一般的には責任を負わなくてもよいと考えられます。ただし、保管方法に問題がある場合には、責任を負わなければなりません。
- ③ 預っていた物が災害により損壊して、使用できなくなったとしても、保管していた人は、勝手に処分しないで、所有者に返還するようにしましょう。

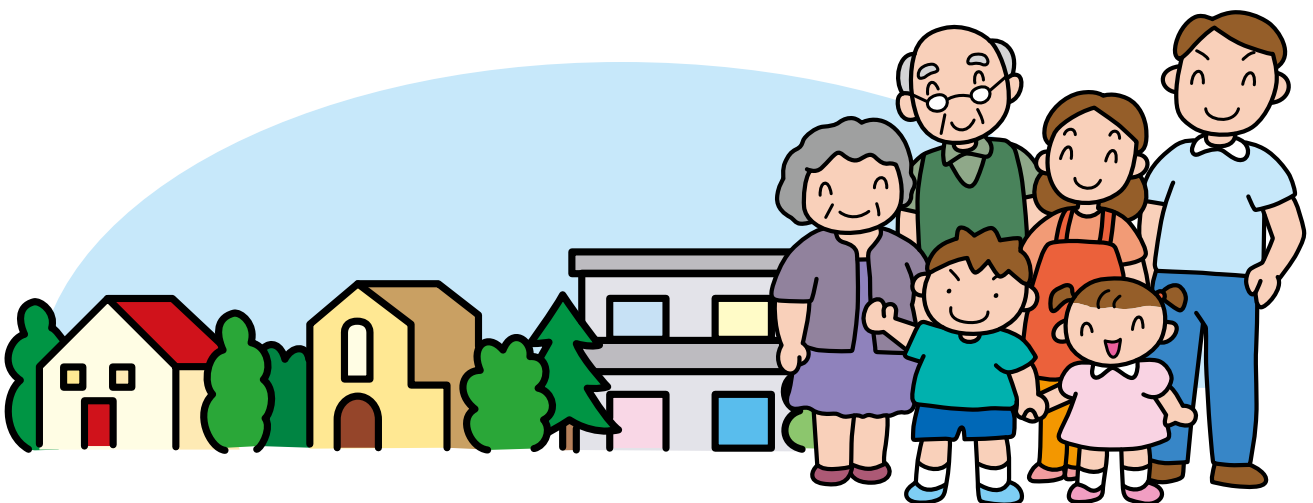
会社の登記に関する困りごと

- ① 災害により、会社の役員が、死亡又は病気等になり役員としての業務を行うことができなくなった場合、あるいは後継者に経営を譲る場合には、速やかに登記手続を行う必要があります。取締役の退任や代表者の交代など会社の経営に重要な影響を及ぼす登記手続に関することは、登記の専門家である司法書士にお尋ねください。
- ② 株式を譲渡、相続する場合には、登記手続は必要ありませんが、税務上の届出が必要になることもあります。
- ③ 災害により、経営者が事業の継続を不可能と判断した場合には、会社の解散の決議をし、登記手続を行った上で、財産と債務の清算を行い、最終的に清算結了の登記をすることになります。行政官庁の許認可業種にあつては、廃業の届出も行ふ必要があります。
- ④ 本店を移転する必要が生じた場合にも、登記手続が必要になります。登記すべき事由が生じてから2週間以内に登記手続をする必要があり、登記しないで放置すると、後日過料を支払わなければならないことがあります。



請負契約に関する困りごと

- ① 家を建てる契約をしていたが、完成する前に災害で壊れてしまった場合、請負業者は建物を完成させて引渡す義務があります。
- ② 家を建てる契約をしていて、建物は完成していたが、引渡し前に災害で壊れてしまった場合でも、請負業者は、再度、完成させて引渡す義務があります。しかし、引渡し後に壊れた場合には、責任は注文者が負うことになり、請負業者は、請負代金全額を請求できます。ただし、震度5程度の地震にも耐えられないような建物を引き渡していた場合などでは、請負業者が責任を負うことがあります。
- ③ 災害の後で、請負契約に基づく建物やその他動産等の引渡しを受け、後日、災害の影響と考えられる不都合が発見された場合には、注文者は請負業者に対して、その修理や損害賠償を請求することができます。ただし、請求できる期間に制限がありますのでご注意ください。
- ④ 原則は、上記のとおりですが、当事者が違う合意をしていた場合には、合意の内容によって判断されますので、契約内容をご確認ください。



詐欺行為や悪徳商法に関する困りごと

災害に便乗した詐欺や悪徳商法などの犯罪として、次のような実例が多く報告されています。このような被害にあわないように注意してください。

- ① 空き巣や車上狙い
- ② ボランティア団体を装って寄付金を要求
- ③ 架空団体名で義援金を募る
- ④ 被災者を装ったオレオレ詐欺
- ⑤ 自衛隊員や消防隊員らを装い、現金をだまし取ろうとする事件
- ⑥ 公団住宅で、地震を引き合いに出し、架空の耐震補強工事の実施を伝えて代金を要求する悪徳業者
- ⑦ 点検修理・リフォーム等を装う悪質業者
- ⑧ 家屋の補修費や生活費を貸すなどと言って、保証金を振込ませる詐欺



ワンポイントアドバイス

依頼や契約をする場合には、次の点に注意してください。

- ①相手の身元を確認する。
- ②その場で契約しない(相手が契約を急がせる場合は、要注意)。
- ③何件か見積りをとる。
- ④契約内容をきちんと確認する。
- ⑤少しでも不安がある場合には、消費生活センターや市町村の相談窓口等に相談する。

認知症高齢者、障害者に関する困りごと

- ① 災害により認知症高齢者や障害者は特に食事や身の回りのこと、住居の確保、預貯金の管理など様々な事柄が厳しい状況に陥ってしまいます。

平成12年4月から「介護保険制度」と「成年後見制度」が同時に開始されました。判断能力が不十分になった方を法律面や生活面で支援するしくみです。

- ② 成年後見制度では、申立てにより、サポート役として判断能力の程度によって「成年後見人」、「保佐人」、「補助人」を家庭裁判所が選任します。そのサポート役にお手伝いしてもらうことも一つの方法です。
- ③ 具体的な手続として、福祉分野の方や医療分野の方とも連携を取りながら、本人の居住地の家庭裁判所に「後見(補助・保佐)開始の審判申立書」を提出することになります。
- ④ 市区町村に設置されている高齢者や障害者の支援センターなど福祉関係機関の方や司法書士等法律の専門家に相談することから始めてみましょう。

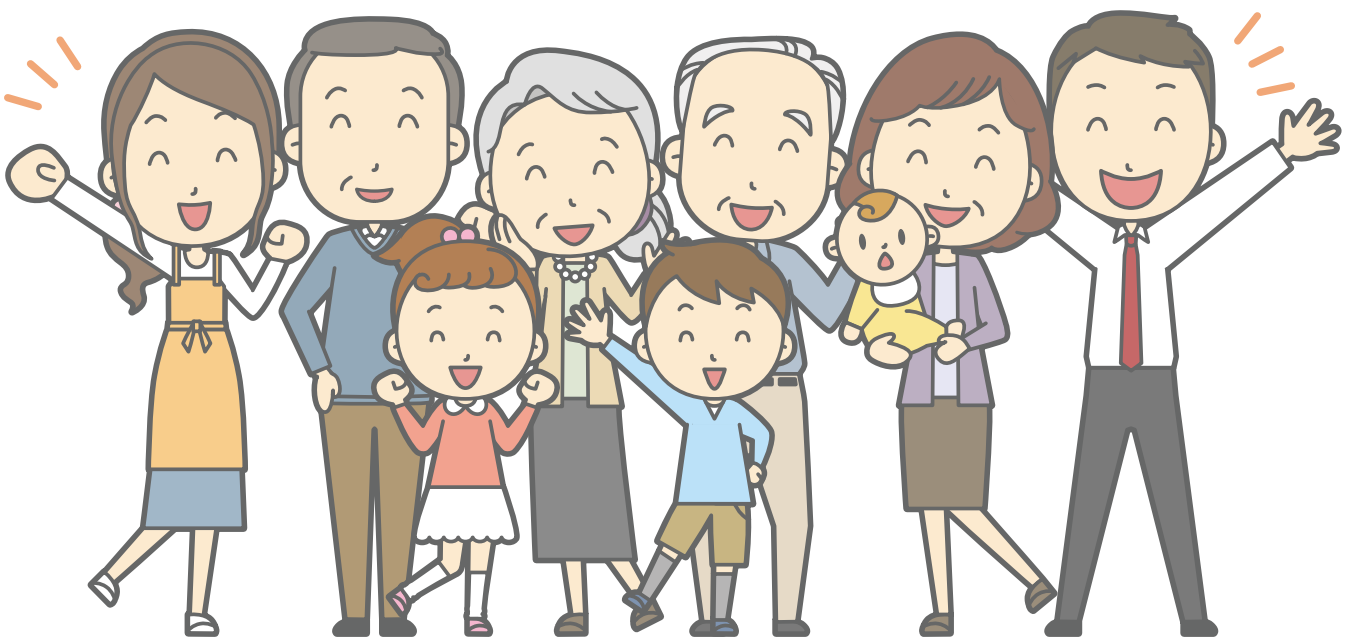


ポイントアドバイス

- ① 申立てができる人は、本人・配偶者・4親等内の親族等です。身寄りのない方の場合は、市区町村長による申立ても可能です。
- ② 被災地での障害者等社会的弱者の支援や対応が課題となっています。避難場所等で孤立した気になる方がおられたときは、福祉関係機関等に連絡を取り、適切なネットワークにつなげましょう。

気分が落ち込む日が続いたら・・・

- ① 災害により過酷な生活を強いられ、耐えられず、落ち込む日が続いてしまうことも当然考えられます。本人や家族だけで悩まず、相談することから始めましょう。
- ② 睡眠障害、身体症状、意欲の障害など様々な症状が出る前に、早期に医療機関や相談機関(地域包括支援センターなど)を利用しましょう。
- ③ あせらずに生活環境やものの考え方など、なるべく気を楽しにして、柔軟に捉えられるようにすることが大切です。また、心身両面での休養を取ることも大切ではないでしょうか。



法テラスについて

民事、刑事を問わず、全国の国民等が法的サービスを受けることができることを基本理念として平成16年6月に総合法律支援法が制定され、この法律に基づき平成18年4月に「日本司法支援センター」(法テラス)が設立されました。

① 民事法律扶助業務

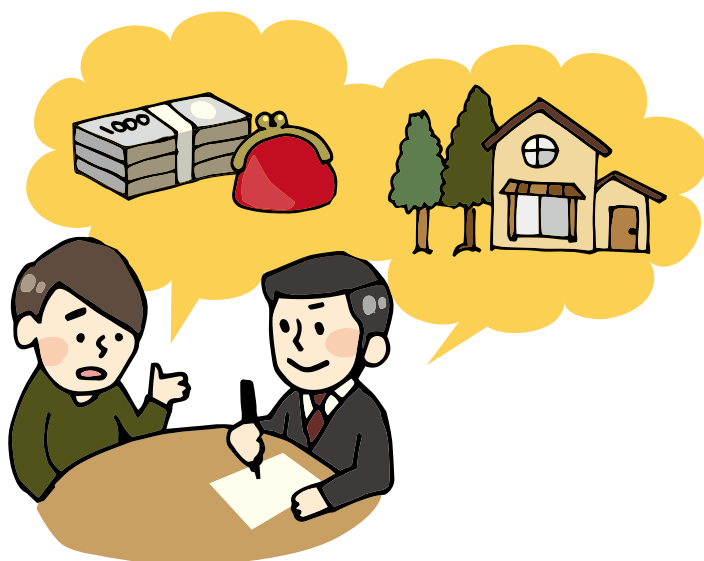
資力が乏しい人のための無料法律相談や司法書士・弁護士費用等の立替えを行います。代理援助、書類作成援助、法律相談援助等がその業務の内容です。弁護士や司法書士費用等を法テラスが立替えた場合、分割して償還することが可能です。生活保護の受給等、生計が困難で資力回復の見込みが乏しいときなど、生活状況によっては免除されることがあります。

資力についての基準はありますが、この制度の利用も検討してみましょう。

② 震災法律援助業務

大規模災害により被災された方に資力を問わず無料法律相談を実施しています。

具体的な手続き等については、全国に地方事務所や地域事務所が多数設置されていますので、最寄りの法テラス又は法律専門家にご相談ください。



司法書士は何ができるの？

司法書士が、お受けできる主な業務は次のとおりです。

- ① 土地や建物に関して、売買や相続による名義書換、抵当権の設定など様々な登記手続を代理して行うほか、相続や遺言などに関する相談にも応じます。
- ② 会社の設立・合併や定款変更・役員の変更による登記手続を代理するほか、企業法務に関するアドバイスもします。
- ③ 賃貸借や賃金、交通事故など身近な法律問題について相談に応じ、解決のためのアドバイスをします。
- ④ 法律問題となるトラブルについて、あなたに代わって交渉を行ったり、裁判手続の代理人となり、トラブルの解決を目指します。
- ⑤ 債務の返済に行き詰まったときには、あなたに代わって債権者と交渉するなど、債務の整理をします。
- ⑥ 裁判の訴状や答弁書のほか、個人再生や自己破産の申立書、離婚の調停や遺産分割調停の申立書など、裁判所に提出する書類の作成をします。
- ⑦ 高齢者や障害者の方の財産管理や身上監護など、判断能力の不十分な方を支援する成年後見業務を行うほか、各種相談に応じ、適切なアドバイスをします。



ワンポイントアドバイス

ただし、上記③～⑤については、紛争の目的物の価額が簡易裁判所の事物管轄(140万円)を限度とする民事紛争であれば、法務大臣が指定した研修を修了し、認定を受けた司法書士が行うことができます。

司法書士による被災者支援

司法書士は、平成7年の阪神・淡路大震災を契機として、災害により司法書士の法的サービスを受けることが困難な被災者のための「市民救援基金」を設置し、被災者が抱える法律問題を解決するための無料相談活動を中心に、被災者の法的支援活動に取り組んできました。

災害が発生した場合は、災害の規模に応じて次のような市民救援活動を行います。市民救援活動がどこで行われているかなど、詳細はお近くの司法書士会にお問い合わせください。

① 無料相談会の開催、電話相談の実施

相談内容は秘密を厳守いたしますので、安心してご相談ください。

司法書士が被災地の「司法書士総合相談センター」や「法テラス」において無料相談を受けるほか、被災者の皆さんができるだけ行きやすい場所（市区町村役場や避難所等）で臨時の無料相談会を開催します。また、電話相談についても必要に応じて実施します。

② 巡回相談の実施

被災時には、相談会場や相談センターまで出かけることが困難な方々にも情報をお届けし、無料で気軽に相談していただけるように、司法書士が避難場所や仮設住宅等を巡回して相談にあたります。

③ 災害復興支援事務所の設置

司法書士による法的サービスを受けることが困難になった地域に「日司連災害復興支援事務所」を設置し、“相談センター”兼“司法書士事務所”として活用します。

④ 小冊子等の配布

被災者の方々に災害時の法律問題等についての情報を分かりやすくお届けするために、被災時の法的トラブルに関する解説や全国の相談先などを記載した小冊子等を発行し、配布します。

⑤ 説明会等の開催

被災地では被災直後から災害に乗じた心無い悪徳商法の被害が発生してしまいます。被災者の皆さんが今後、被害を受けないように、また、復興における道程の中で直面されるであろう様々な法律問題について説明会等を開催します。

最後に、私たち司法書士は、寄り添いのこころを持って「身近なくらしの法律家」として、全国各地で活動しています。ご遠慮なく最寄りの司法書士にご相談ください。

札幌司法書士会 ☎011-281-3505
函館司法書士会 ☎0138-27-0726
旭川司法書士会 ☎0166-51-9058
釧路司法書士会 ☎0154-41-8332
宮城県司法書士会 ☎022-263-6755
福島県司法書士会 ☎024-534-7502
山形県司法書士会 ☎023-623-7054
岩手県司法書士会 ☎019-622-3372
秋田県司法書士会 ☎018-824-0187
青森県司法書士会 ☎017-776-8398
東京司法書士会 ☎03-3353-9191
神奈川県司法書士会 ☎045-641-1372
埼玉司法書士会 ☎048-863-7861
千葉司法書士会 ☎043-246-2666
茨城司法書士会 ☎029-225-0111
栃木県司法書士会 ☎028-614-1122
群馬司法書士会 ☎027-224-7763
静岡県司法書士会 ☎054-289-3700
山梨県司法書士会 ☎055-253-6900
長野県司法書士会 ☎026-232-7492
新潟県司法書士会 ☎025-244-5121
愛知県司法書士会 ☎052-683-6683
三重県司法書士会 ☎059-224-5171
岐阜県司法書士会 ☎058-246-1568
福井県司法書士会 ☎0776-30-0001

石川県司法書士会 ☎076-291-7070
富山県司法書士会 ☎076-431-9332
大阪司法書士会 ☎06-6941-5351
京都司法書士会 ☎075-241-2666
兵庫県司法書士会 ☎078-341-6554
奈良県司法書士会 ☎0742-22-6677
滋賀県司法書士会 ☎077-525-1093
和歌山県司法書士会 ☎073-422-0568
広島司法書士会 ☎082-221-5345
山口県司法書士会 ☎083-924-5220
岡山県司法書士会 ☎086-226-0470
鳥取県司法書士会 ☎0857-24-7013
島根県司法書士会 ☎0852-24-1402
香川県司法書士会 ☎087-821-5701
徳島県司法書士会 ☎088-622-1865
高知県司法書士会 ☎088-825-3131
愛媛県司法書士会 ☎089-941-8065
福岡県司法書士会 ☎092-714-3721
佐賀県司法書士会 ☎0952-29-0626
長崎県司法書士会 ☎095-823-4777
大分県司法書士会 ☎097-532-7579
熊本県司法書士会 ☎096-364-2889
鹿児島県司法書士会 ☎099-256-0335
宮崎県司法書士会 ☎0985-28-8538
沖縄県司法書士会 ☎098-867-3526

お問い合わせ先

発行／日本司法書士会連合会

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9-3

URL <http://www.shiho-shoshi.or.jp/>